

第9回新型インフルエンザ専門家会議

日時：平成20年9月22日（月）

10：00～12：00

場所：厚生労働省

専用第18会議室（17階）

議 事 次 第

1. 開会

2. 議題

- 1) 新型インフルエンザ対策における基本方針について
- 2) 新型インフルエンザ流行時の日常生活におけるマスク使用の考え方について
- 3) 今後の予定・各部門毎の検討状況について

第9回新型インフルエンザ専門家会議

配付資料一覧

- 資料1 新型インフルエンザ対策における基本方針（案）
- 資料2 新型インフルエンザ流行時の日常生活におけるマスク使用の考え方（案）

対策の基本方針

➤ 目的

新型インフルエンザの出現時期を正確に予知することは困難であり、また、その出現そのものを阻止することは不可能である。また、航空交通等の発達により地球規模で大量の人が短時間に移動する時代でもあり、世界中のどこかで新型インフルエンザが出現すれば、我が国への侵入も避けられないと考えられる。ひとたび国内で発生すれば感染拡大による健康被害は甚大であり、社会・経済の破綻が危惧される。こうした事態を想定し、我が国としては、次の2点を主たる目的として対策を講じていく。

1. 感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめる。
2. 社会・経済を破綻に至らせない。

➤ 基本的考え方

新型インフルエンザはまだ発生していない状況であり、対策についても不確定要素が大きい。過去のインフルエンザのパンデミックの経験等を踏まえると、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。

そこで、我が国においては、従来の科学的根拠及び各国の対策も視野に入れながら、我が国の地理的な条件、交通機関の発達度、医療体制、受診行動の特徴などの国民性も考慮しつつ、各種対策を総合的・効果的に組み合わせることでバランスのとれた戦略を目指すこととする。その上で、新型インフルエンザ発生前から流行がおさまるまで発生状況に合わせて、一連の流れをもった戦略を確立する。

新型インフルエンザが海外で発生した場合、我が国は島国としての特性を生かし、在外邦人に対する必要な支援を行いつつ、検疫の強化等により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせることが重要である。また、発生前に鳥インフルエンザが多発している国々へ我が国として協力することは、新型インフルエンザの発生を遅らせることにつながる可能性がある。しかしながら、ウイルスの国内侵入を完全に防ぐことはほぼ不可能であるということを前提として、その後の対策を策定することが必要である。

発生の早期の段階では、患者の入院措置や抗インフルエンザ薬による治療、感染のお

それのある者の外出自粛やその者に対する予防投薬、プレパンデミックワクチンの接種などを中心とし、感染拡大のスピードをできる限り抑制することを目的とした各般の対策を講じる。

さらに、感染が拡大してきた段階では、各部門は事前に定めた対策に従って相互に連携し、感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害を最小限にとどめるとともに、社会・経済を破綻に至らせないという目的を達成するよう全力をあげる。

具体的な対策の現場となる国の機関、都道府県や市町村においては、行動計画やガイドラインを踏まえるとともに、地域の実情を考慮して具体的な対策や対策を実施するための役割分担を事前に定めるなどにより、必要な対策を推進することが重要である。さらに、医療機関、企業、公共交通機関、マスメディア、家庭、個人においても、行動計画とガイドラインを踏まえ、事前の準備を早急に進め、発生時にはそれぞれが適切に対応していくことが求められる。

なお、新型インフルエンザのパンデミックは必ずしも完全に予測されたように展開するものではないこと、新型インフルエンザ対策について随時最新の科学的な知見を取り入れ見直す必要があること等から、行動計画や各種ガイドラインについては、適時適切に修正を行うべきである。

➤ 各段階の概要

新型インフルエンザへの対策は、その状況等に応じてとるべき対応が異なることから、あらかじめ状況を想定し、各状況に応じた対応方針を定めておく必要がある。

今般、新型インフルエンザが発生する前から国内でパンデミックを迎え、小康状態に至るまでを5つの段階に分類して、それぞれの段階に応じた対策等を定めることとした。これはWHOが宣言（実施）するフェーズを参考にしつつ、我が国における対策を講じるのに適した段階として定めたものである。この段階の決定については、WHOのフェーズの引上げ及び引下げを注視しながら、外国での発生状況や国内サーベイランスの結果を参考にして新型インフルエンザ対策本部が決定する。なお、5つの段階は、基本的に国における戦略の転換点を念頭に定めたものであるが、都道府県等においては、その状況に応じ柔軟に対応する場合もあり得るものである。また、状況により地域ごとの対応が必要となる場合を考慮し、第三段階を3つの時期に小分類した。政府、地方自治体、

関係機関等は、行動計画とガイドラインに従った施策を段階に応じて実施することとする。

発生段階		状態
前段階	未発生期	新型インフルエンザは発生していない状態
第一段階	海外発生期	海外で新型インフルエンザが発生した状態
第二段階	国内発生早期	国内で新型インフルエンザが発生した状態
第三段階	感染拡大期	発生患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
	まん延期	入院措置などによる感染拡大防止効果が十分に得られなくなった状態
	回復期	ピークを越えたと判断できる状態
第四段階	小康期	患者の発生が減少し低い水準で停滞

以下、各段階における対策の目的と主な対策の概略を述べるが、各状況での対策は、次の段階に移行して行くことも念頭において全体の目標のために状況に応じた柔軟な対応をすることが必要である。

【前段階】未発生期（現行行動計画 1、2 A、2 B、3 A、3 B）
目的：
1) 発生に備えて体制の整備を行う。 2) 国際的な連携の下に発生の早期確認に努める。
主な対策：
1) 行政機関及び事業者等は業務継続計画を策定する。 2) 感染予防策等のリスクコミュニケーション（情報提供・共有）を図る。 3) 発生状況、感染拡大状況及び被害状況を把握するサーベイランスの体制を整備する。 4) パンデミックワクチンをできるだけ速やかに製造・供給できるような体制を整備する。 5) プレパンデミックワクチンと抗インフルエンザウイルス薬の備蓄を進める。 6) 医療体制等の整備を行う。 7) 家きんにおける鳥インフルエンザの防疫対策を実施する。 8) WHO等の国際機関や主要先進国との連携を図り、鳥インフルエンザの発生状況に係る情報収集を行う。 9) 鳥インフルエンザが多発している国に対して協力・支援を行う。

【第一段階】海外発生期 （現行行動計画 フェーズ4 A、5 A、6 A）
目的：
<ul style="list-style-type: none"> 1) ウイルスの国内流入をできるだけ阻止する 2) 国内発生に備えて体制の整備を行う
主な対策：
<ul style="list-style-type: none"> 1) 海外での発生状況に関する継続的な情報収集及び国内外の関係機関との情報共有を進める。 2) 発生国に滞在する在外邦人に対して必要な情報を速やかに伝達し、必要な支援を行う。 3) ヒト―ヒト感染発生地への渡航自粛・航空機運航自粛などによりウイルス流入のリスクを軽減する。 4) 感染地域からの入国便に対して検疫を行う空港・海港を集約するとともに、入国者に対する健康監視・停留等の措置を強化する。 5) 国内発生に備え、サーベイランス強化・医療体制の整備を進める。 6) プレパンデミックワクチン接種の検討などを行い、接種が適切であると判断した場合には医療従事者等の接種を開始する。 7) パンデミックワクチンの開発・製造を開始する。 8) 問い合わせに対応する相談窓口を設置するなど、国民への情報提供を行う。

【第二段階】国内発生早期 （現行行動計画 フェーズ4 B）
目的：
<ul style="list-style-type: none"> 1) 国内での感染拡大をできる限り抑える。
主な対策：
<ul style="list-style-type: none"> 1) 患者に対する協力医療機関への入院措置及び抗インフルエンザウイルス薬の投与を行う。 2) 接触者調査を行い、接触者に対しては外出自粛とした上で、予防投薬及び健康監視を行う。 3) 地域住民全体への予防投薬や人の移動制限を伴うウイルス封じ込めの可否を判断する。 4) 発生した地域において、臨時休校、集会・外出の自粛、個人防護の徹底の周知等の公衆衛生対策を実施する。 5) パンデミックワクチンの開発・製造を進める。

【第三段階】感染拡大期／まん延期／回復期 （現行行動計画 フェーズ5 B、6 B）
--

目的：
<ul style="list-style-type: none"> 1) 健康被害を最小限に抑える。 2) 医療・社会機能への影響を最小限に抑える。
主な対策：
<p>共通：</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 地域での公衆衛生対策は継続して行う。 2) パンデミックワクチンの製剤化を進め、可能となり次第順次接種する。 3) 予防投薬の対象者を原則として縮小する。予防投薬の効果及び治療用備蓄の量を踏まえ、予防投薬の必要性の有無を検討する。 4) 事業者等は従業員のための感染対策を実施し、流行状況に応じて業務の範囲を調整する。新型インフルエンザの免疫を獲得した者は業務に復帰させる。 5) 個人は政府や自治体等が発表する情報を確認し、適切な感染対策を実施する。 6) 入国時の検疫対応等について状況に応じて縮小する。 <hr/> <p>感染拡大期：</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 感染の疑いのある者が受診する医療機関を特定し、医療機関を介した感染拡大を抑制しながら、患者に対し協力医療機関への入院措置を行う。 <hr/> <p>まん延期：</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 医療機関における感染の可能性を少なくするため、発症者のうち軽症者は原則として自宅療養とし、電話相談などで医療機関受診の必要性を判断する。 2) 重症者については、原則として、すべての入院医療機関で受け入れて治療する。 3) 死亡者については円滑な埋火葬対策を講じる。 <hr/> <p>回復期：</p> <ul style="list-style-type: none"> 1) 関係者には順次休暇を与える。 2) 公衆衛生対策を段階的に縮小させる。

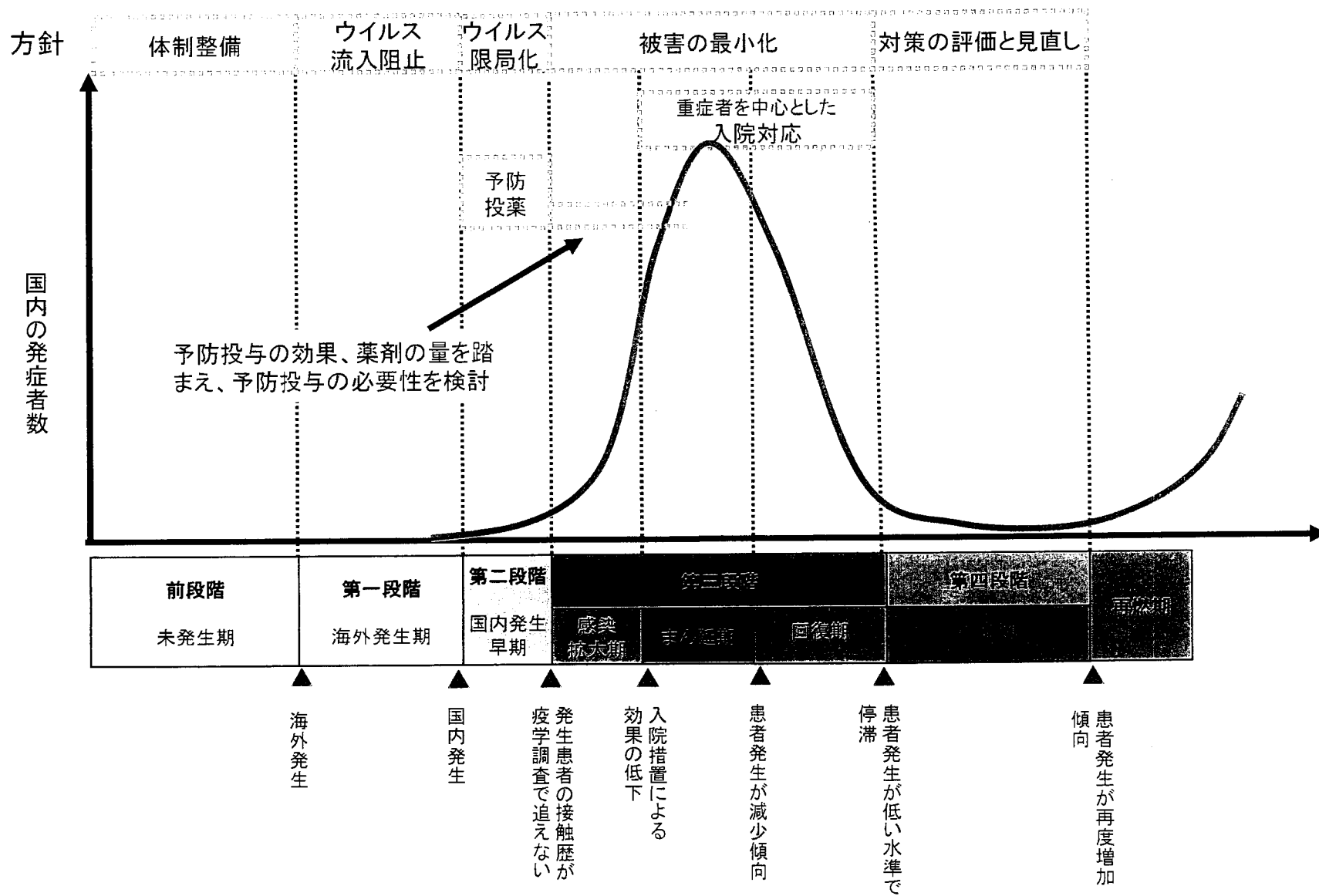
【第四段階】小康期（現行行動計画 後パンデミック期）
目的：
<ul style="list-style-type: none"> 1) 社会機能の回復を図り、第2波に備える。
主な対策：
<ul style="list-style-type: none"> 1) これまで実施した対策について評価を行い、次期流行に備えた対策を実施する。 2) 住民（特に社会的弱者等）への支援を強化する。 3) 不足している資機材の調達及び再配備を行う。

(参考) 現行行動計画におけるフェーズ分類と発生段階との対応表

【現行】フェーズ分類	【新】発生段階
フェーズ1、2A、2B、3A、3B	【前段階】未発生期
フェーズ4A、5A、6A	【第一段階】海外発生期
フェーズ4B	【第二段階】国内発生早期
フェーズ5B、6B	【第三段階】感染拡大期、まん延期、回復期
後パンデミック期	【第四段階】小康期

※ 「A」国内非発生 「B」国内発生

発生段階と方針(案)



発生段階の基準(案)

発生段階		事象	把握方法
前段階	未発生期		海外情報等
第一段階	海外発生期	◆海外で発生	海外情報等
第二段階	国内発生早期	◆国内で1例目発生	症例報告、積極的疫学調査、 サーベイランス
第三段階	感染拡大期	◆接触歴が疫学調査で追えない状態	サーベイランス
	まん延期	◇入院措置による効果が低下した状態	サーベイランス
		◆◇ピークを越えたと判明できる状態	サーベイランス
	回復期	◆患者の発生が減少し低い水準で停滞	サーベイランス
第四段階	小康期		サーベイランス

◆ 国として公表

◇ 都道府県等単位における判断

新型インフルエンザ流行時の日常生活における マスク使用の考え方

新型インフルエンザ専門家会議

平成20年9月22日

要 約

1. 症状のある人が、咳・くしゃみによる飛沫の飛散を防ぐために不織布製マスクを積極的に着用することが推奨される（咳エチケット）。
2. 不織布（ふしょくふ）製マスクのフィルターに環境中のウイルスを含んだ飛沫がある程度は捕捉されるが、感染していない健康な人が、不織布製マスクを着用することで飛沫を完全に吸い込まないようにすることは出来ない。よって、咳や発熱等の症状のある人に近寄らない（2メートル以内に近づかない）、流行時には人混みの多い場所に行かない、手指を清潔に保つ、といった感染予防策を優先して実施することが推奨される。
3. 不織布製マスクのほとんどは諸外国で生産され、輸入されているため、新型インフルエンザ流行前に準備しておくことが推奨される。流行期間に応じたある程度の不織布製マスクの備蓄を推奨する。

目次

1. はじめに.....	4
2. マスクの種類.....	4
(1) マスクの定義	
(2) マスクの効能と限界	
(3) マスクの分類とその性能	
3. 不織布製マスクの使用方法.....	6
(1) 咳・くしゃみなどの症状のある人が使用する場合	
(2) 健康な人が不織布製マスクを使用する場合	
(3) その他（小児が着用する不織布製マスク）	
4. 不織布製マスクの取り扱い.....	7
(1) 取り扱い方法	
(2) 一般的な着用方法	
(3) 一般的な着脱方法	
(4) 廃棄方法	
5. 家庭における備蓄について.....	8
6. 付録.....	8
(1) N95 マスク（防じんマスク DS2）について	
(2) N95 マスク（防じんマスク DS2）を着用する際に必要なフィットテスト	
(3) ユーザーシールチェック（密着性の確認）	
7. 参考文献リスト.....	10

1. はじめに

この資料は、新型インフルエンザの国内流行時に、国民が日常生活においてマスクを使用する際の考え方を暫定的に示すものである。暫定としているのは、新型インフルエンザ対策として日常生活におけるマスクの着用がどの程度の効果があるかは現時点では十分な科学的根拠が得られていないからである。この資料は新たな科学的根拠をふまえて見直されることがある。

2. マスクの種類

(1) マスクの定義

マスクとは、口と鼻を覆う形状で、咳やくしゃみの飛沫の飛散を防ぐために使用される、または、ほこりや飛沫等の粒子が体内に侵入することを抑制する衛生用品である。

(2) マスクの効能と限界

マスクは、フィルターの部分において、ほこりや飛沫等の粒子が捕捉されることが期待される。対象となる粒子がフィルターの編み目よりも大きければ捕捉される。近年は複数のフィルターの層を重ねることによって、より細かい粒子の捕捉が可能になってきている。

日常生活においてマスクのフィルターで捕捉したい粒子としては、花粉や、咳やくしゃみにより飛散するウイルスを含んだ可能性のある飛沫がある。花粉の粒子の大きさは、20から30 μm である。また、インフルエンザウイルス等のウイルス自体は、0.1 μm 程度の大きさであるが、非常に微細で軽いためウイルス単独では外に飛ぶことができない。通常ウイルスが外に出る際には唾液等の飛沫と呼ばれる液体とともに飛散する。飛沫の大きさは5 μm 程度である。花粉や飛沫を捕捉することがマスクのフィルターの性能として求められ、それは材質等によって決まる。

しかしながら、吸い込む空気の全てがマスクのフィルターを通して吸い込まれるわけではなく、通常は顔とマスクの間からフィルターを通過していない空気が多く流入する。これらの空気には、花粉や飛沫等が含まれている可能性がある。使用する際にはマスクをなるべく顔に密着させることが求められるが、それでも空気が顔とマスクの間からある程度は流入する。それゆえ、これらの空気とともにウイルスが含まれた飛沫が流入すると感染する可能性がある。また、より密閉性が高いマスクを使用すると、呼吸することが難しくなる。

(3) マスクの分類とその性能

マスクは、一般的に、家庭用マスク、医療用マスク、産業用マスク等に分類される。国民が日常生活において使用するマスクは、家庭用マスクに分類される。主な家庭用マスクには、不織布（ふしょくふ）製マスクとガーゼマスクの2種類がある。新型インフルエンザ発生時に使用する家庭用マスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。

より高い密閉性が得られるマスクとして、N95 マスクや防じんマスク DS2 と呼ばれるものがある。しかし、これらは医療用や産業用として用いられるものであり、使用にあたっては、使用方法に関する十分な教育や装着後のフィット（顔とマスクの密着性）の確認等が必要となる。また、不適切に着用すると期待される効果は得られない。すなわち、現段階では、これらのマスクは、新型インフルエンザの感染予防策として、日常生活において使用することは想定されていない。

以下に、それぞれのマスクの性能について記載する。

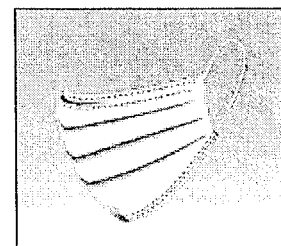
1) 不織布製マスク

不織布とは織っていない布という意味で繊維あるいは糸等を織ったりせず、熱や化学的な作用によって接着させたことで布にしたもので様々な用途で用いられている。市販されている家庭用マスクの約 97%が不織布製マスクである。

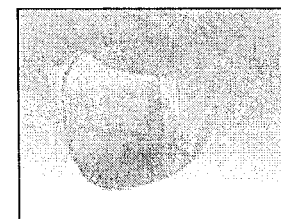
不織布製マスクの形状は、大きく分けて2つのタイプがあり、立体的になるプリーツ構造を採用した「プリーツ型マスク」および顔のラインに沿った形状で密着性を高めた「立体型マスク」がある。

不織布製マスクは、薬局やコンビニエンスストア等で通常購入することが可能であるが、商品名や形状等は、メーカーによって様々である。マスクが不織布製であるかどうかは、製品の袋に記載されていることが多い。

ちなみに、サージカルマスク（外科用マスク）は、医療用の不織布製マスクのことを指し、手術時に医療従事者の唾液等を患者の手術部位に飛ばさない等の目的で使用される。サージカルマスク（外科用マスク）は、新型インフルエンザ流行時の日常生活における使用においては、家庭用の不織布製マスクとほぼ同様の効果がある。



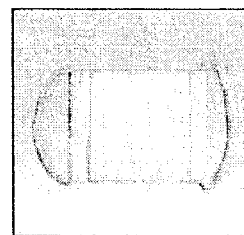
プリーツ型マスク



立体型マスク

2) ガーゼマスク

ガーゼマスクは、綿織物を重ね合わせたマスクである。市販されている家庭用マスクの約3%がガーゼマスクである。様々な改良が行われているが、ガーゼマスクのフィルターの性能は、環境中の飛沫を捕捉するには十分な効果が得られない。咳エチケットとして使用することは可能であるが、フィルターの性能を考えると、前述した不織布製マスクがない場合に使用を検討する。



ガーゼマスク

3. 不織布製マスクの使用法

(1) 咳・くしゃみなどの症状のある人が使用する場合

咳・くしゃみなどの症状のある人は、周囲の人に感染を拡大する可能性があるため、可能な限り外出すべきではない。また、やむを得ず外出する際には、咳・くしゃみによる飛沫の飛散を防ぐために不織布製マスクを積極的に着用することが推奨される。これは咳エチケットの一部である。

(2) 健康な人が不織布製マスクを使用する場合

マスクを着用することにより、机、ドアノブ、スイッチなどに付着したウイルスが手を介して口や鼻に直接接触れることを防ぐことから、ある程度は接触感染を減らすことが期待される。

また、環境中のウイルスを含んだ飛沫は不織布製マスクのフィルターにある程度は捕捉される。しかしながら、感染していない健康な人が、不織布製マスクを着用することで飛沫を完全に吸い込まないようにすることは出来ない。

よって、咳や発熱等の症状のある人に近寄らない（2メートル以内に近づかない）、流行時には人混みの多い場所に行かない、手指を清潔に保つ、といった感染予防策を優先して実施することが推奨される。

やむを得ず、新型インフルエンザ流行時に外出をして人混みに入る可能性がある場合には、ある程度の飛沫等は捕捉されるため、不織布製マスクを着用することは一つの防御策と考えられる。ただし、人混みに入る時間は極力短時間にする。

(3) その他（小児が着用する不織布製マスク）

小児用の不織布製マスクも市販されている。小児、特に幼児は不織布製マスクを正しく、一定時間着用することが困難なことがあるため、保護者の監督や判断のもと使用する。

4. 不織布製マスクの取り扱い

(1) 取り扱い方法

不織布製マスクは、原則使い捨てであり、一日一枚程度の使用とする。マスクのフィルターには病原体がついている可能性があるため、使用中はあまり触らないようにし、外すときもなるべく表面に触らない。マスクを外した後は流水やアルコール手指消毒剤によって手を洗う。不織布製マスクを洗濯したり、消毒したりすることは勧められない。また、マスクを他人と共用してはならない。

(2) 一般的な着用方法

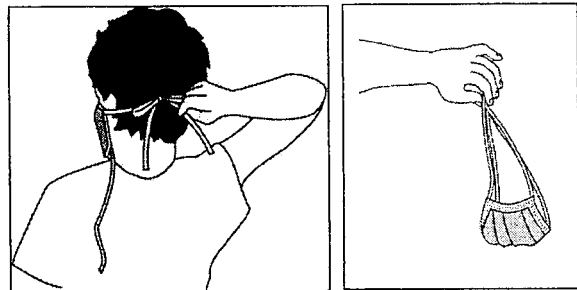
不織布製マスクの着用にあたっては、説明書に従って行う。

- 1) 鼻、口、顎を覆う
(特に、鼻と口の両方を確実に覆うことを心がける)
- 2) 可変式の鼻部分を鼻梁にフィットさせる
- 3) ゴムバンド／ひもで頭にしっかり固定する
- 4) フィットするよう調節する



(3) 一般的な着脱方法

- 1) (ゴムバンド式) 後頭部のゴムの部分を持ち、上方へ移動する
- 2) (ひも式) 下のひもをほどく、それから上のひもをほどく
- 3) 顔から外す
- 4) 廃棄する



(4) 廃棄方法

使用済みのマスクの廃棄方法としては、表面に触れないようにビニール袋に入れて口を閉じて廃棄する、もしくは、蓋のついたゴミ箱に入れて廃棄するなどの方法で廃棄する。マスクを廃棄した後は、手指にウイルスがついている可能性もあるのですぐに手洗いや消毒用アルコール製剤による消毒を行う。

5. 家庭における備蓄について

家庭において不織布製マスクを備蓄することは、新型インフルエンザ対策として推奨される。その他の感染予防行動や日用品の備蓄と共に行われることが望ましい。

不織布製マスクのほとんどは諸外国で生産され、輸入されているため、新型インフルエンザ流行前に準備しておくことが推奨される。流行期間（8週間を想定）に応じたある程度のマスクの備蓄を推奨する。

例えば一つの目安として、不織布製マスクを、発症時の咳エチケット用に7-10枚（罹患期間を7-10日と仮定）、健康な時の外出用に16枚（やむを得ず週に2回外出すると仮定して8週間分）として、併せて一人あたり20-25枚程度備蓄することが考えられる。

6. 付録

(1) N95 マスク（防じんマスク DS2）について

現段階では、N95 マスク（防じんマスク DS2）は、新型インフルエンザの感染予防策として、日常生活において使用することは想定されていない。

ただし、新型インフルエンザの患者に接する可能性の高い医療従事者については、N95 マスク（防じんマスク DS2）のような密閉性の高いマスクの着用が勧められている。（参照：医療施設等における感染対策ガイドライン）

N95 マスクの N とは耐油性がない (Not resistant to oil) という意味であり、95 とは $0.3\mu\text{m}$ 以上の塩化ナトリウム結晶の捕集効率が95%以上という意味である。N95 マスクの認定は米国労働安全衛生研究所 (NIOSH) が認定している。

産業用の防じんマスクについて、わが国でも国家検定が行われており、DS2 というクラスのものが N95 マスクと同等の検定基準とされている。

N95 マスク（防じんマスク DS2）を適正に使用するためには、自分の顔にあった正しいマスクを選択するためのフィットテスト及び装着時に正しく装着出来ているかを確認するためのユーザーシールチェック等十分な知識が必要である。また、期待される効果を得るには顔とマスクの高い密着性を必要とするため、長時間の着用は息苦しくなることがある。

家族内で新型インフルエンザに感染した者を世話する等、感染者と濃厚な接触が避けられない場合は、医療従事者以外の者も、N95 マスク（防じんマスク DS2）を使用することは、適切な教育・訓練が行われることを前提として今後も検討する価値があると思われる。

(2) N95 マスク (防じんマスク DS2) を着用する際に必要なフィットテスト
フィットテストは、定性的なフィットテストと定量的なフィットテストがある。一般的には定性的なフィットテストが行われており、米国労働安全衛生局 (OSHA) がその手法を定めている。以下にその方法の概要を示す。

N95 マスク (防じんマスク DS2) を着用して、その上からフードをかぶり、すきまからサッカリンや Bitrex 等の味覚成分を吹きかけ、着用者が甘みや苦みを感じるかどうかを試すものである。感じた場合には、マスクのフィルターで捕捉されていない空気が、顔とマスクの間から流入している可能性があるため十分にフィットしていない可能性がある。

こうした手技による確認を、普通の呼吸だけではなく、着用して以下のような様々な動作を行った後にも確認する。

- 1) 普通の呼吸
- 2) 深呼吸
- 3) 顔を右や左に動かす
- 4) 顔を上や下に動かす
- 5) 声を出す (あいうえおの 50 音を言う。なんらかの文章を読む)
- 6) 顔をしかめる
- 7) 腰を曲げる
- 8) その場で足踏みする
- 9) 普通の呼吸

もし、これらの動作において甘みや苦みを感じた場合には、そのマスクが十分に顔にフィットしていない可能性があるため、別の型やサイズのマスクで同様にフィットテストを改めてする必要がある。

(3) ユーザーシールチェック (密着性の確認)

ユーザーシールチェックとは、N95 マスク (防じんマスク DS2) 着用する度にマスクがきちんとフィットしているかを確認する方法である。具体的には、両手でマスクを完全に覆うようにして息を吐く。その際に鼻の周り等から息が漏れているようなら密着性が十分ではない。その際はゴムひもの調整を行う等して再度漏れがないか確認する。

7. 参考文献リスト

- (1) Department of Health and Human Services. Interim Public Health Guidance for the Use of Facemasks and Respirators in Non-Occupational Community Settings during an Influenza Pandemic.
URL:<http://www.pandemicflu.gov/plan/community/maskguidancecommunity.html>

- (2) Department of Health and Human Services. Interim guidance on the use and purchase of facemasks and respirators by individuals and families for pandemic influenza preparedness.
URL: <http://aspe.hhs.gov/panflu/facemasks.html>

- (3) Civil Contingencies Secretariat. Overarching governmental strategy to respond to pandemic influenza.
URL:http://www.ukresilience.gov.uk/~media/assets/www.ukresilience.info/flu_pandemic_science_paper1%20pdf.ashx

新型インフルエンザワクチン接種の 進め方について(第1次案)

<概要>

※ 本案は、政府として明らかにする第1次案であり、今後、国民的議論を経て決定していくものである。

平成20年9月18日

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ
に関する関係省庁対策会議

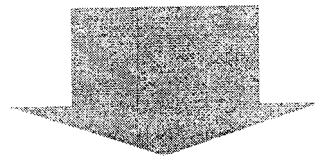
新型インフルエンザの被害と社会機能維持の必要性

【新型インフルエンザとは】

- 新型インフルエンザは、過去、およそ10年から40年周期で発生。
- ほとんどの人が免疫を持っていないため、世界的な大流行(パンデミック)となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。

【被害想定】

- 医療機関を受診する患者数 : 1,300~2,500万人
- 入院患者数 : 53~200万人
- 死亡者数 : 17~64万人
- 欠勤率 : 最大40%程度
- 政府・民間の活動は、従業員欠勤等により、大幅な縮小を余儀なくされるおそれ



何らかの対策を講じなければ、公共サービスやライフラインの機能が低下し、最低限の国民生活ですら維持できなくなるおそれ

新型インフルエンザ対策の基本戦略

【対策の目標】

- ① 感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめること
- ② 社会・経済を破綻に至らせないこと



- 新型インフルエンザは未だ発生していないため、対策の有効性については、不確定要素が多い（＝1つの対策への偏重は、リスクが大きい）

⇒ 複数の対策を総合的・効果的に組み合わせ、バランスの取れた戦略を目指す

- 具体的には、状況に応じ、

- ① 水際対策により、できる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせる
- ② 国内で発生した場合、公衆衛生的介入（患者の早期発見・入院措置、外出・社会活動の自粛要請、手洗い励行）により、感染拡大速度をできる限り抑制
- ③ 医療資源を総動員して診療、抗インフルエンザウイルス薬を効果的に投与
- ④ 医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの接種に加え、パンデミックワクチンの開発、製造を急ぎ、全ての国民に接種
- ⑤ 事業継続計画の作成等を通じ、社会機能の維持に努力

⇒ ワクチン接種は、総合的な戦略の中の一つの方策

ワクチン接種順位の検討

医療従事者や社会機能の維持に関わる者が感染すれば、最低限の国民生活すら維持できなくなるおそれ。

このため、その社会的使命や職責から新型インフルエンザの感染リスクを避けられない者に対しては、ワクチンを先行的に接種することが必要。具体的には、

- ① 新型インフルエンザ発生前に事前接種すべき者を決める。
- ② 発生後にプレパンデミックワクチンを接種する者の範囲と進め方を定める。
※ プレパンデミックワクチンは既に一定量が備蓄されていることから、対象者に対し製剤化後速やかに接種することが可能である。
- ③ パンデミックワクチンの接種者についても、順次検討を進める。

他方、全て国民は平等にその生命や権利を尊重されるべき。また、ワクチン接種の順位は国民全てに関わるため、倫理面を含め、様々な意見。

今後、検討を進めるに当たっては、次の点に配慮。

- ・ 対象者の選定や順位の考え方等をできる限り明らかにする
- ・ 議論の透明性を確保する
- ・ 多様な関係者・関係機関を巻き込んだ国民的な議論を行う

先行接種の対象者と順位(案)の考え方(1)

ワクチンは、感染リスクを考慮しつつ、「感染拡大防止・健康被害の最小化」及び「社会・経済機能の破綻防止」に資する業種・職種の従事者に対し、先行的に接種（カテゴリーⅠ→Ⅱ→Ⅲの順）

新型インフルエンザ対策の目的

ワクチンの先行的な接種の対象

感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめる

社会・経済機能の破綻に至らせない

【カテゴリーⅠ】

■発生時に即時に第一線に対応する業種・職種

①感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種

【カテゴリーⅡ】

■国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

②新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者

③国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種

④国民の安全・安心に関わる業種・職種

【カテゴリーⅢ】

■国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

⑤ライフライン維持に関わる業種・職種

職務遂行時の感染リスクの大きさ

先行接種の対象者と順位(案)の考え方(2)

カテゴリー		考え方	業種・職種
I	感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種	発生時、直ちに感染拡大防止に従事する医療機関や水際対策に関わる者、在外邦人の帰国を含む国際輸送に関わる者。 ※感染リスクが高く、早期に接種する必要。	感染症指定医療機関、保健所、救急隊員・消防職員(救急業務等に関わる者)、検疫所・入国管理局・税関、在外公館職員、自衛隊・海上保安官・警察職員(新型インフルエンザ対策に従事する者)、停留施設(宿泊施設)、国際航空、空港管理、外航海運
II	新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者	危機管理を含め、状況の変化に応じた適切な新型インフルエンザ対策を講じるための意思決定に携わる者。	首相・閣僚等、国・地方自治体の新型インフルエンザ対策の意思決定に関わる者等
	国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種	患者・障害者等のため、医療・介護サービスを確保。 ※ 感染拡大につれ、感染症指定医療機関以外の医療機関も患者を受け入れるようになるため、その従事者は感染リスクが高い。	感染症指定病院等以外の医療従事者、福祉・介護従事者、医薬品・医療機器製造販売
	国民の安全・安心に関わる業種・職種	国民の不安の増大や治安の悪化が懸念されるため、国・自治体の基本的機能に加え、治安維持や報道機関の機能を維持。	国会議員・地方議会議員、警察職員、報道機関、通信事業、法曹関係者、矯正職員等
III	ライフライン維持に関わる業種・職種	2か月にも及ぶ流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めとしたライフラインの維持に関わる事業者等の機能を維持。	電気・原子力・ガス・石油、熱供給事業、水道関連事業、郵便、航空、空港、水運、鉄道、道路旅客・貨物運送、道路管理、倉庫、運輸附帯サービス、食料品・生活必需品の製造・販売・流通、金融、情報システム、火葬・埋葬、廃棄物処理、国家・地方公務員(最低限の生活維持に不可欠な事務事業に携わる者)

※各カテゴリーの人数については、今後の選定の過程で調査を行うものとする

ワクチン接種のスケジュール(イメージ)

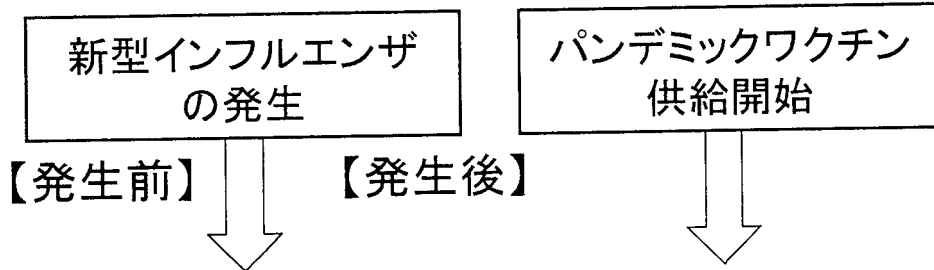
【医療従事者・社会機能の維持に関わる者】

カテゴリーⅠ：感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種

カテゴリーⅡ：国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

カテゴリーⅢ：国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

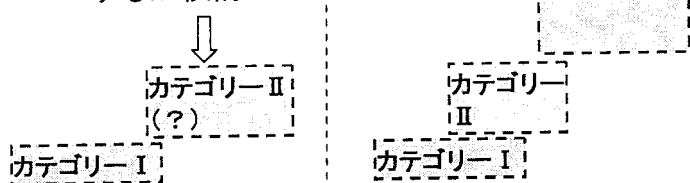
接種者数



- 医学的ハイリスク者
- 成人・若年者
- 小児
- 高齢者

〔各集団の接種順位については、今後検討〕

臨床研究を踏まえ、どこまで接種するか検討



カテゴリーⅠ～Ⅲ

〔プレパンデミックワクチンの有効性が高い場合、接種しない可能性〕

プレパンデミックワクチン先行接種

プレパンデミックワクチンの先行接種

パンデミックワクチンの接種

(参考1) プレパンデミックワクチンとパンデミックワクチンの違い

	プレパンデミックワクチン	パンデミックワクチン
特長	○新型インフルエンザ発生前に、鳥インフルエンザウイルス(H5N1)を用いて製造	○実際に発生した新型インフルエンザのウイルスの株を使って製造
効果	○実際に発生する新型インフルエンザに対する効果は、未知。安全性の確認も必要 ※20年度、安全性・有効性について臨床研究を実施	○発症予防、重症化防止の効果が期待
	(留意事項) 接種の効果が生じるまで、3～5週間	
製造備蓄	○鶏卵を使用して製造 ○現在、ウイルスの変異に備え、複数の株で2,000万人分備蓄 (18年度)1000万人分(ベトナム株・インドネシア株) (19年度)1000万人分(中国・安徽株) (20年度)1000万人分(中国・青海株)備蓄予定	○鶏卵を使用して製造 ○発生後に製造開始。国民全員のワクチンを製造するのに1年半程度かかる ※ 細胞培養技術等により、半年以内に製造できるよう、研究を推進
接種対象	○医療従事者、社会機能維持に関わる者に接種 ○新型インフルエンザ発生前に接種することを検討 ※臨床研究の結果を踏まえ、将来的には、希望する全ての者に対し、事前接種をすることも検討	○全ての国民(希望者)に接種 ○誰から接種するのか、順次検討を進める

(参考2) ワクチン接種の進め方に関する国会等での指摘

- (衆)厚生労働委員会 感染症法等改正案附帯決議(平成20年4月23日)
 - ニ プレパンデミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望する者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄については、必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。
- (参)厚生労働委員会 感染症法等改正案附帯決議(平成20年4月24日)
 - ニ、プレパンデミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望するすべての者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄について、財政措置を含め必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。
- 与党鳥由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチーム「鳥由来新型インフルエンザ対策の推進について」(平成20年6月20日)
 - (4) プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチン接種対象者及び接種順位等
 - 国は、パンデミックワクチン、プレパンデミックワクチンの接種対象者(医療従事者及び社会機能の維持に関わる者、接種を希望する者等)や接種順位及び接種方法について、透明性、公平性等に配慮するとともに、国民的議論も踏まえながら、速やかに検討し、明確化・具体化する。また、ワクチンに関する流通・接種体制の整備を行う。
 - 全国民が接種の対象となるパンデミックワクチンの接種順位については、医療従事者や社会機能の維持に関わる者のほか、感染率が高い地域の住民や、現段階で新型インフルエンザが重症化する可能性が高いと想定される若年者を優先して接種することを基本として検討する。

新型インフルエンザワクチン接種の 進め方について

(第1次案)

※ 本案は、政府として明らかにする第1次案であり、今後、国民的議論を経て決定していくものである。

平成20年9月18日

新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ
に関する関係省庁対策会議

新型インフルエンザワクチン接種の進め方について（第1次案）

1. はじめに

(1) 新型インフルエンザとは

- 新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返してきたウイルスとは表面の抗原性が全く異なる新型のウイルスが出現することにより、およそ10年から40年の周期で発生する。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を持っていないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらす。
- 新型インフルエンザのパンデミックが発生した場合の被害については、「新型インフルエンザ対策行動計画」（新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議）等では、次のとおり想定されている。
 - ・ パンデミックの状態になった場合、全人口の25%が罹患し、医療機関を受診する患者は約1,300～2,500万人、入院患者数は約53～200万人、死亡者は約17～64万人と推計される。
 - ・ 新型インフルエンザは、2か月程度流行した後、小康状態になるというサイクルを概ね1～2年間繰り返すことが予想され、その場合、何ら策を講じなければ、国民の多くが欠勤し、公共サービスや社会機能の維持に関する事業が2か月程度機能停止することにより、最低限の国民生活の維持でさえ困難となるおそれがある。
 - ・ 欠勤率は最大40%程度になる可能性もあり、政府や民間事業者の活動が縮小・中断するおそれがある。

(2) 新型インフルエンザ対策の基本戦略 ーワクチン接種の位置付けー

- 新型インフルエンザはまだ発生していないことから、対策の有効性についても不確定要素が大きく、一つの対策に偏重して準備を行うことは、大きなリスクを背負うことになりかねない。このため、我が国の新型インフルエンザ対策としては、複数の対策を総合的・効果的に組み合わせて、バランスのとれた戦略を構築することが適当である。
- 対策の大きな目標は、「感染拡大を可能な限り阻止し、健康被害を最小限にとどめること」及び「社会・経済を破綻に至らせないこと」であり、具体的には、
 - ① 水際対策によりできる限りウイルスの国内侵入の時期を遅らせる、
 - ② 国内で発生した場合には、患者の早期発見・入院措置、外出自粛要請や手洗い励行など公衆衛生的に介入したり、集会や不要不急の事業の自粛を求めたりすることにより、感染拡大の速度をできる限り抑制するといった方策を講じた上で、
 - ③ 医療資源を総動員して診療に当たり、抗インフルエンザウイルス薬を効果的に投与する、

- ④ また、プレパンデミックワクチンを緊急に医療従事者等に接種するとともに、パンデミックワクチンの開発、製造を急ぎ、希望する全国民への接種につなげていく。

このように、新型インフルエンザ対策は、各種対策を組み合わせた総合的な戦略として実施されることとなり、ワクチンの接種もその一部として位置付けることが必要である。

(3) 新型インフルエンザワクチンについて

- 厚生労働省では、プレパンデミックワクチンの備蓄を進めるとともに、パンデミックワクチンの製造体制の強化を行っている。
パンデミックワクチンは実際に発生したウイルスの株を使って製造するワクチンであり、効果が明らかであるため、全国民分を確保することとなるが、新型インフルエンザが発生した後でないとは製造を開始することができない。
- 一方、プレパンデミックワクチンは、新型インフルエンザの発生前に、新型インフルエンザに変異する可能性が高いと考えられている、鳥インフルエンザウイルス（H5N1）の株を使って製造・備蓄しているものである。ただし、ウイルスは変異を続けているため、新型インフルエンザに対する実際の効果には、未知の部分がある。現在、約2,000万人分を備蓄しているが、更にこれを増やしていくことを検討している。

(4) ワクチンの接種順位の検討の必要性

- ワクチン接種の順位については、国会や与党の議論において、次のとおり指摘されている。

◇（衆）厚生労働委員会 感染症法等改正案附帯決議（平成20年4月23日）
二 プレパンデミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望する者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄については、必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。

◇（参）厚生労働委員会 感染症法等改正案附帯決議（平成20年4月24日）
二、プレパンデミックワクチンについては、その有効性や安全性を研究するとともに医療関係者等優先接種対象者への優先順位や接種体制、接種時期等の接種の在り方について、早急に検討すること。また、これらの者以外であって接種を希望するすべての者に対する接種について、ワクチンの安全性や接種体制の確保等を踏まえ、検討を行うこと。プレパンデミックワクチンの備蓄については、財政措置を含め必要な量の確保に努めること。なお、副作用被害については、医薬品副作用被害救済制度の活用を周知すること。

◇ 与党鳥由来新型インフルエンザ対策に関するプロジェクトチーム「鳥由来新型インフルエンザ対策の推進について」（平成20年6月20日）

(4) プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチン接種対象者及び接種順位等

- 国は、パンデミックワクチン、プレパンデミックワクチンの接種対象者（医療従事者及び社会機能の維持に関わる者、接種を希望する者等）や接種順位及び接種方法について、透明性、公平性等に配慮するとともに、国民的議論も踏まえながら、速やかに検討し、明確化・具体化する。また、ワクチンに関する流通・接種体制の整備を行う。
- 全国民が接種の対象となるパンデミックワクチンの接種順位については、医療従事者や社会機能の維持に関わる者のほか、感染率が高い地域の住民や、現段階で新型インフルエンザが重症化する可能性が高いと想定される若年者を優先して接種することを基本として検討する。

- 検討に当たっては、まず、健康被害を最小限にとどめ、社会・経済の機能を破綻させないという観点が求められる。その際、新型インフルエンザの感染リスクがある中で社会的使命や職責を果たすことが求められる者に対しては、プレパンデミックワクチンやパンデミックワクチンの接種を先行的に行うという配慮が必要である。

- 具体的には、
 - ① まず、新型インフルエンザ発生前においても、プレパンデミックワクチンの接種対象とすべき者を決めることが必要である。
 - ② 次に、発生後においては、まずはプレパンデミックワクチンを接種することとなる。プレパンデミックワクチンは、現時点において既に一定量が備蓄されていることから、製剤化後、対象者に対して速やかに接種することが可能と考えられるが、接種が円滑に行われるよう、接種対象者の範囲等を含め接種の進め方を定めておくことが必要である。
 - ③ さらに、パンデミックワクチンの接種の順位についても、今後、国民的な議論を経て決定する必要がある。

- その際、全ての国民は個人として平等にその権利を尊重され、各々の生命の価値が全て等しいことは言うまでもなく、これらのワクチン接種に順位を付けることについては議論がありうる。

- このように、ワクチンの接種に関しては、医学面、社会・経済面、倫理面など様々な観点からの考え方があり、また、広く国民全般に影響を及ぼすものであることから、全ての国民が満足し得る結論に達することは容易ではない。
しかしながら、ワクチン接種の順位を決めておかなければ、実際に新型インフルエンザが発生した時に大きな社会的混乱を招くことが予想される。このため、倫理面も含め、様々な観点到に配慮しつつ、検討することが必要である。

- プレパンデミックワクチン接種の対象となる業種・職種については、既に厚生

労働省の「新型インフルエンザ対策専門家会議」が示した「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」（平成19年3月）の中で、その定義が示されている。

今般、新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザに関する関係省庁対策会議では、このガイドラインを基に、更に具体的な検討を行い、政府として明らかにする第1次案として、本案を作成した。

- その決定に当たっては、ワクチン接種の考え方（対象者の選定や順位付けの基準等）をできる限り明らかにし、議論の透明性を確保しながら、多様な関係者・関係機関を巻き込んだ国民的な議論を行っていくことが必要である。
- ただし、新型インフルエンザが発生した場合であっても、軽微なものとなる可能性もあることから、その重篤性等を勘案して接種対象者の範囲を最終的に決定することとする。

2. 新型インフルエンザワクチン接種の基本的な考え方

(1) パンデミックワクチンについて

（全国民へのパンデミックワクチンの速やかな接種）

- 新型インフルエンザ発生時には、全ての希望する者に対し、パンデミックワクチンを速やかに接種することを基本とするが、鶏卵により製造する現在の技術では、全国民分のワクチンを製造するのに1年半程度かかることが見込まれている。

このため、政府は、細胞培養技術等の研究開発等を進め、全国民分のワクチンを6か月以内に製造する体制を確立することを目標として掲げたところであるが、併せて現在の鶏卵による製造体制の強化も進めることとしている。

いずれにしても、新型インフルエンザ発生初期の段階においては、検疫等の水際対策の実施、患者の入院措置や抗インフルエンザウイルス薬による治療、感染のおそれのある者の外出自粛要請やその者に対する予防投薬などにより、感染症の侵入や感染拡大の速度をできる限り抑制することとし、その間にパンデミックワクチンの製造を進める。

（医療従事者等へのパンデミックワクチンの先行的な接種）

- 新型インフルエンザ発生時には、医療従事者や水際対策関係者など、感染者と直接接触しながら第一線に立って感染拡大防止の職務に専念することが求められる者が必要となる。また、最低限の国民生活を支えるための公共サービスや食料品・生活必需品の供給を確保するためには、新型インフルエンザがまん延した場合においても事業活動を継続する者が必要となる。
- こうした医療従事者や社会機能の維持に関わる者（以下「医療従事者等」という。）に対しては、国民の生命と生活を守るため、パンデミックワクチンの供給体制が整い次第、先行的に接種することが必要である。

(国民全体のパンデミックワクチンの接種順位)

- 医療従事者等以外の者のパンデミックワクチン接種の順位（子どもか高齢者か等）の考え方については、現時点においては十分な議論がなされておらず、具体的な検討を進めることが必要である。

(2) プレパンデミックワクチンについて

(プレパンデミックワクチンの性格)

- 上記のとおり、パンデミックワクチンについては、国民全員を対象に速やかに接種することとしているが、新型インフルエンザが発生した後でなければ製造できないこと、また、製造を開始しても実際に接種を行えるようになるまでには一定の時間を要することから、安全性や有効性に不確定な要素があるものの、次善の策として、現在、プレパンデミックワクチンの製造・備蓄を進めている。

(医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの先行的な接種)

- 医療従事者等については、新型インフルエンザが発生した場合、パンデミックワクチンの供給体制が整うまでの間にも、国民の生命と生活を守るために、感染リスクがありながらも社会的責務、職務を果たすことが期待される。このため、新型インフルエンザが発生次第、医療従事者等のうち本人の同意が得られた者に対し、緊急的、先行的にプレパンデミックワクチンを接種することが必要である。
- ただし、プレパンデミックワクチンについては、その有効性について未確定の面があることから、発生した新型インフルエンザの重篤性に応じて、接種対象者を最終的に判断することが必要となる。

3. 先行的なワクチン接種の対象者とその接種順位

(1) 新型インフルエンザワクチンの接種順位の考え方

(医療従事者等への先行的な接種)

- 前述のとおり、新型インフルエンザが発生した場合、新型インフルエンザの感染リスクがありながらも、社会的使命や職責を果たさなければならない者に対しては、プレパンデミックワクチン及びパンデミックワクチンの接種を先行的に行うことが必要である。
- すなわち、新型インフルエンザ対策行動計画で挙げられている「感染拡大を阻止し、健康被害を最小限にとどめること」及び「社会・経済機能の破綻に至らせないこと」という基本的目標を達成するためには、医療従事者に加え、数か月間機能停止するとことにより国民生活や社会機能が破綻するおそれがある業種・職種に従事する者を先行的な接種対象とすることが適当である。【別紙1

参照】

- また、当該業種・職種の機能を継続するために必要な物資やサービスを提供するサプライチェーン（一連の取引業者）を構成する業種・職種についても、対象とすることが必要である。他方、ここで示す業種・職種に属している者すべてが接種対象になるというわけではなく、当該業種・職種の従事者の中でも、上記の目的に資する業務や職務に携わっている者に限られる。
- 接種順位の検討に当たっては、これらの業種・職種について、職務遂行による感染リスクの大きさ、国民の生命や安全の確保との直接的な関連の程度等が考慮されることになるが、具体的には、次に挙げるカテゴリーⅠからⅢの順番で接種を行うこととする（図1参照）。

カテゴリーⅠ：新型インフルエンザ発生時に即時に第一線で対応する業種・職種

① 感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種

【選定理由】

- ・ 新型インフルエンザ発生時、直ちに感染拡大防止のため、検査や入院治療に当たる医療機関や水際対策・地域封じ込め対策などに関わる業種・職種については、その機能が低下しないようにする必要がある。
- ・ 特にこれらの従事者は、感染者・発症者と接触し、暴露・感染するリスクが極めて高いことから、早期に接種を行う必要がある。
- ・ また、新型インフルエンザは、まず海外で発生することが想定されるため、在外邦人が帰国時に利用する輸送機関を含め、国際的に人や物を運ぶ業種・職種についても、暴露・感染のリスクが高く、早期に接種を行う必要がある。

【対象となる業種・職種】

- ・ 医療従事者（感染症指定医療機関の職員、発熱外来等の職員）
- ・ 保健所職員
- ・ 救急隊員、消防職員（新型インフルエンザ対策に携わる者）
- ・ 在外公館職員
- ・ CIQ関係職員（検疫所職員、入国管理局職員、税関職員）
- ・ 警察職員（新型インフルエンザ対策に携わる者）
- ・ 停留施設従事者
- ・ 自衛隊員、海上保安庁職員（新型インフルエンザ対策に携わる者）
- ・ 航空事業者（国際線関係）
- ・ 空港管理者及び空港機能維持者（検疫集約実施空港）
- ・ 水運業者（水運業（外航海運業）、海運代理店業（外航海運）、水先業）

（注）対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

カテゴリーⅡ：国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

② 新型インフルエンザ対策に関する意思決定に関わる者

【選定理由】

- ・ 新型インフルエンザ対策が効果をあげるためには、ワクチン接種にとどまらず、社会機能の維持等に関わる幅広い分野において各種対策を総合的に実施していく必要があり、また、状況の変化に応じて適切な対策を講じる必要があり、これらの意思決定を行う者の機能の維持は重要である。このため、新型インフルエンザ対策に関する意思決定に関わる業種・職種の機能が低下しないよう、できる限り早期にワクチンの接種を行う必要がある。

【対象となる業種・職種】

- ・ 国・地方自治体の意思決定に関わる者（首相・閣僚等、関係省庁の対策本部要員、自治体の長その他危機管理上の意思決定に関わる者）

（注）対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

③ 国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種

【選定理由】

- ・ 新型インフルエンザ以外であっても、様々な傷病・障害により生命や健康の危険に晒される者を守るため、医療・介護サービスについては、通常どおり提供されることが必要である。
- ・ また、新型インフルエンザが拡大すると、感染症指定医療機関等以外の医療機関においても、患者を受け入れることとなり、これらに従事する者は感染リスクが高くなる。

【対象となる業種・職種】

- ・ 医療従事者（カテゴリー I 以外の医療機関の職員）
- ・ 福祉・介護従事者（入所施設職員、在宅介護サービス従事者）
- ・ 医薬品関連業者、医療機器関連業者

（注）対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

④ 国民の安全・安心の確保に関わる業種・職種

【選定理由】

- ・ 新型インフルエンザの発生時には、情報の氾濫による国民の不安の増大や治安の悪化等が懸念される。
- ・ 国民の安全・安心を確保するため、国・自治体の基本的機能（法律、予算等）に加え、治安維持や随時に適切な情報提供を行う事業者の機能を維持することが必要である。

【対象となる業種・職種】

- ・ 消防職員（新型インフルエンザ対策に携わる者以外）
- ・ 警察職員（新型インフルエンザ対策に携わる者以外）

- ・ 自衛隊員（新型インフルエンザ対策に携わる者以外）
- ・ 海上保安庁職員（新型インフルエンザ対策に携わる者以外）
- ・ 海事関係職員
- ・ 港湾管理者（検疫集約実施港）
- ・ 国会議員、地方議会議員
- ・ 報道機関職員
- ・ 通信事業者
- ・ 矯正職員
- ・ 更生保護官署職員
- ・ 法曹関係者

（注）対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

カテゴリⅢ：国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

⑤ ライフラインの維持に関わる業種・職種

【選定理由】

- ・ 新型インフルエンザのパンデミック時には、不要不急の業務をできる限り縮小・休止し、外出を控えることが望まれるが、2か月程度に及ぶと想定される流行の波の期間中、国民の最低限の生活を維持するため、公共サービスを始めとしたライフラインの維持に関わる事業者等の機能維持が必要である。

【対象となる業種・職種】

- ・ 電気事業者
- ・ 原子力事業者
- ・ 水道関連事業者
- ・ ガス事業者
- ・ 熱供給事業者
- ・ 石油事業者
- ・ 航空事業者（国内線関係）
- ・ 空港管理者（検疫集約実施空港以外）
- ・ 港湾管理者（検疫集約実施港以外）
- ・ 鉄道事業者
- ・ 道路旅客・貨物運送業者
- ・ 運輸に附帯するサービス業（港湾運送業等）
- ・ 道路管理者
- ・ 倉庫業者
- ・ 水運業者（水運業（内航海運業）、海運代理店業（内航海運））
- ・ 食料品・生活必需品の販売・流通関係者
- ・ 食料品製造業者
- ・ 生活必需品・衛生用品関連業者
- ・ 金融事業者

- ・ 情報システム関連事業者
- ・ 郵便事業者
- ・ 火葬・埋葬業者
- ・ 廃棄物処理業者
- ・ 国家公務員・地方公務員（最低限の国民生活維持に携わる者）

（注1）対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

（注2）食料品・生活必需品等の製造事業者については、国民の生命や健康を維持するため、パンデミック時であっても最低限確保すべきと考えられる次の品目の製造を行っている者に限る。

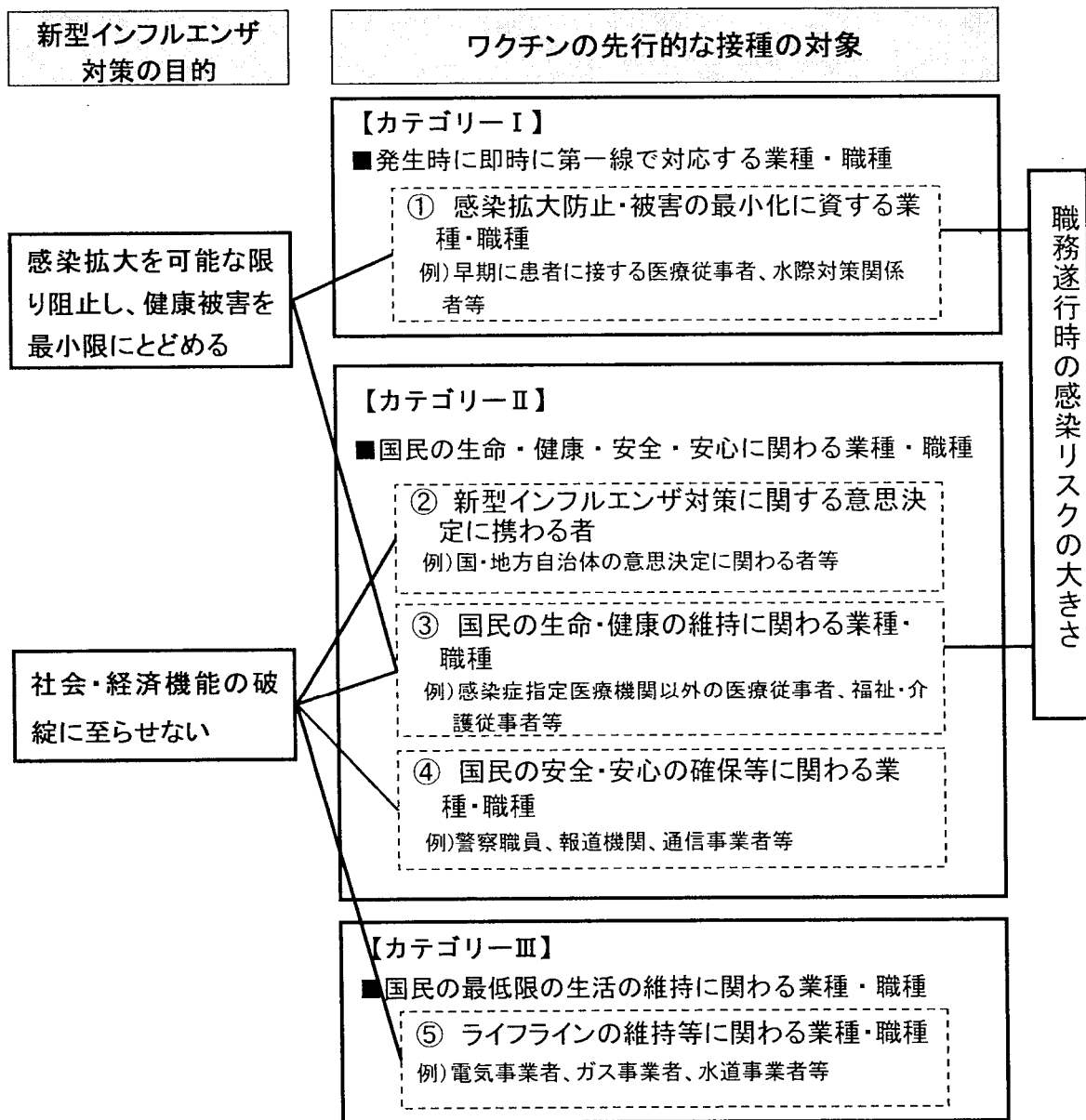
【食料品】

- ・ 米（玄米、精米）
- ・ 小麦製品（小麦粉、乾パン、パン、乾めん（うどん、パスタ等）、即席めん）
- ・ 育児用調整粉乳
- ・ 缶詰
- ・ レトルト食品
- ・ 冷凍食品

【生活必需品等】

- ・ 石けん
- ・ 洗剤（衣類用、食器用）
- ・ トイレットペーパー
- ・ ごみ用ビニール袋
- ・ 紙おむつ
- ・ マスク

図1 ワクチンの先行的な接種の対象となる業種・職種の考え方



※各カテゴリーの人数については、今後の選定の過程で調査を行うものとする。

(2) 新型インフルエンザ発生前のプレパンデミックワクチンの接種

(医療従事者等への事前接種の検討)

- 一般的に、ワクチンの接種には重篤な副反応が発生するリスクが常に伴う。そのため、ワクチン接種は、重篤な副反応が発生するリスクがあっても、それを上回る有効性が期待される場合にのみ実施される。実際に新型インフルエンザが発生した時には、これに罹患し重症化するリスクが高まることから、ワクチン接種の有効性が相対的に高まる。

しかしながら、未だ発生しておらず、感染性や重篤性が確定していない新型インフルエンザに対して、プレパンデミックワクチンを接種することについては、慎重に検討する必要がある。また、実際に発生したウイルスを基にしたワクチンではないことから、どの程度の有効性が期待できるかは未知の部分があり、世界的にまだプレパンデミックワクチンの事前接種は実施されていない。

- 一方で、プレパンデミックワクチンを接種した後、効果が現れることが期待されるまでには一定の期間（約3～5週間）が必要となる。ワクチンは、通常2～3週間の間隔を空けて2回接種し、2回目の接種後1～2週間後に有効性の指標の1つである抗体価が上昇し始めるとされる。このため、例えば、アジア諸国で新型インフルエンザが発生した場合、すぐにも感染者の入国があり得ることから、発生してから医療従事者や水際対策関係者にワクチンを接種したのでは間に合わないおそれがある。

- したがって、平成20年度に臨床研究を実施し、その結果、安全性や免疫原性（免疫持続性、交差免疫性、ブースター効果）等について一定の効果が認められる場合には、医療従事者等に対して、新型インフルエンザの発生前に、先行的にプレパンデミックワクチンを接種することを検討する。

（注）① 免疫持続性：ワクチンの有効性の指標の1つである中和抗体価の上昇が持続されている期間

② 交差免疫性：変異したウイルスに対する効果

③ ブースター効果：ワクチン接種により免疫を付けた後、再度ワクチン接種することで、より強い免疫形成が獲得されること

- 具体的には、仮に、平成20年度の臨床研究の結果を検討の上、十分な安全性や免疫原性が確認され、平成21年度に医療従事者等に対する事前接種の実施が決定されることとなった場合は、「カテゴリーⅠ：感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種」から接種を開始する。

（希望する者に対する事前接種の検討）

- また、臨床研究を段階的に実施した上で、将来的には希望する全ての者に対し、事前接種を行うことについても検討を行う。これらの事前接種に当たっては、ワクチンの副反応の危険性について、十分に情報提供することが必要である。

（3）新型インフルエンザ発生後のプレパンデミックワクチンの接種

（医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの先行的な接種）

- 新型インフルエンザが発生すれば、感染リスクは現実のものとなる。このため、上記カテゴリーⅠ～Ⅲの順に接種を進める。なお、プレパンデミックワクチンの備蓄は、一定量が既になされていることから、対象者に対し製剤後速やかに接種することが可能である。
- この場合、ワクチンの有用性は副反応のリスクと発生・重症化防止に関する有効性の比較衡量によって判断されるものであることから、実際に発生したインフ

ルエンザウイルスの重篤性等を評価した上で、ⅠからⅢまでのどこまでを先行的な接種の対象とするか、最終的な判断を行う必要がある。

- なお、現在のインフルエンザワクチンの発症予防効果は、1年以上は持続しないとされているため、プレパンデミックワクチンを事前接種した医療従事者等においても、接種から1年以上経過している場合には、再度接種を行うことが必要となる。ただし、平成20年度の臨床研究によりブースター効果の存在が認められれば、接種される量や回数が減少する可能性がある。

(4) 新型インフルエンザ発生後のパンデミックワクチンの接種

(医療従事者等へのパンデミックワクチンの先行的な接種)

- パンデミックワクチンの接種対象者は全国民であるが、研究開発を進めている細胞培養技術等が確立したとしても、パンデミックワクチンの供給には一定の時間を要することから、医療従事者等に対して先行的に接種することとせざるを得ない。なお、プレパンデミックワクチンが有効であり、パンデミックワクチンの追加接種の必要性がないことが確認される場合には、既にプレパンデミックワクチンを接種している医療従事者等は、パンデミックワクチンの接種対象から外れる場合がある。

(医療従事者等以外へのパンデミックワクチンの先行的な接種)

- 上記のような医療従事者等への先行的な接種に次いで、感染により重症化又は死亡するリスクの高い集団等に対して先行的に接種を行うことについても、検討を行う必要がある。どのような集団を先行させるかについては、新型インフルエンザによる死亡者を最小限にするという考え方を原則とするが、我が国の将来の担い手を守ることに重点を置くという考え方もある。その他、地域ごとの発生状況に応じて接種順位を検討することも考えられる。
- 医療従事者等以外へのパンデミックワクチンの先行的な接種の順位について、「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」における考え方の整理は次のとおりであるが、具体的には、今後、国民的な議論を踏まえて決定する必要がある。

【重症化又は死亡を可能な限り抑えることに重点を置く場合】

- ・ 新型インフルエンザによる重症化し又は死亡する者を可能な限り抑えることに重点を置く場合、次の順番となる。
 - <成人・若年者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合>
 - ①医学的ハイリスク者、②成人・若年者、③小児、④高齢者
 - <高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合>
 - ①医学的ハイリスク者、②高齢者、③小児、④成人・若年者

【我が国の将来を守ることに重点を置く場合】

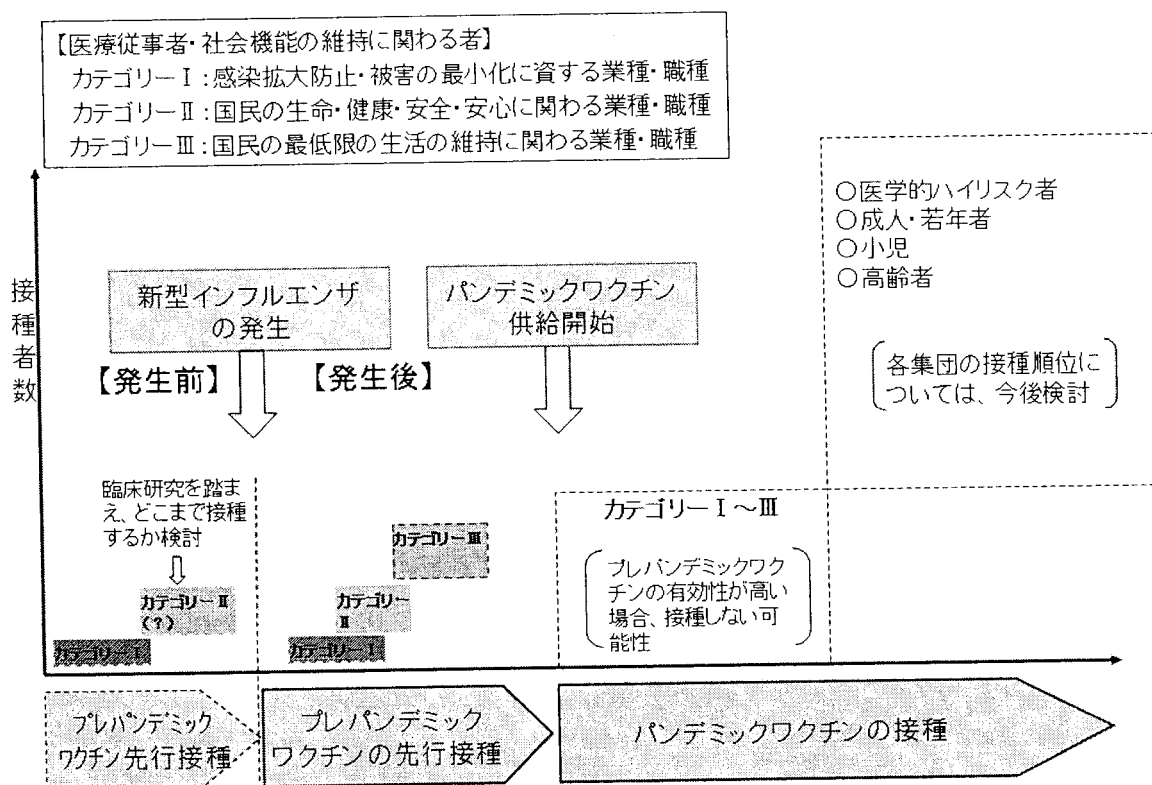
- ・ 我が国の将来の担い手を守ることに重点を置く場合、次の順番となる。
 - <成人・若年者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合>
 - ①小児、②医学的ハイリスク者、③成人・若年者、④高齢者

<高齢者に重症化が多いタイプの新型インフルエンザの場合>

- ①小児、②医学的ハイリスク者、③高齢者、④成人・若年者

- なお、新型インフルエンザの罹患により重症化する者が成人・若年者に多いのか、高齢者に多いのかは、ウイルスの性質によって異なる。これは新型インフルエンザの発生後でなければ分からないため、現時点では、発生後速やかに新型インフルエンザの罹患により重症化する可能性が高い年齢層等を特定する方法を検討することが必要となる。

図2 ワクチン接種計画のイメージ



カテゴリーⅠ：新型インフルエンザ発生時に即時に第一線に対応する業種・職種

①感染拡大防止・被害の最小化に資する業種・職種

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■医療従事者	1	病院、一般診療所職員	○新型インフルエンザ患者に接触して治療に当たる可能性の高い医療従事者（感染症指定医療機関の従事者。新型インフル発生時に発熱外来に従事する医療従事者）※バックヤード及び外部委託業者の職員を含む（食事、清掃、廃棄物処理等）	国民の生命・健康維持のために必要。主に新型インフルエンザ罹患者の生命・健康維持のための業務に従事し、患者と接触し感染するリスクが極めて高い。	I
■保健所職員	2	保健所職員	○保健所、地方衛生研究所等で、ワクチン開発・接種等に関わる業務に従事する者	ワクチン接種、地域封じ込め等を実施するために必要。	I
■救急隊員、消防職員	3	救急隊員、消防職員	○救急業務に従事する者、消防業務に携わる者のうち救急業務に携わる可能性がある者	救急患者の生命維持、及び国民の生命を守るために必要。	I
□在外公館職員	4	在外公館職員	○在外公館に勤務する者（現地スタッフを含む）	諸外国との連絡調整が必要。また感染者に接触し、感染するリスクが高い。在外邦人の退避及び在外邦人保護のために必要。	I
■CIQ関連職員	5	CIQ関連職員（税関／入国管理局／検疫所職員）	○税関／入国管理局／検疫所に従事する者	在外邦人の退避及び保護等のために必要。感染者に接触し、感染するリスクが高い。	I
■警察職員	6	警察職員	○停留施設における警戒等、新型インフルエンザ対策にあたる可能性のある警察職員	停留施設における警戒等による感染拡大防止を通じて国民の生命を守るために必要。	I
□停留施設従事者	7	停留施設（宿泊施設）従事者	○停留施設の管理に当たる旅館業関係者等	停留施設の適切な管理のために必要。	I
■自衛隊員	8	自衛隊員	○在外邦人の退避、国内物資輸送、医療等、新型インフルエンザ対策にあたる可能性のある自衛隊員	在外邦人の退避、国内物資輸送、医療等を通じて被害の最小化を図り、国民の生命を守るために必要。	I
■海上保安庁職員	9	海上保安庁職員	○水際対策等の新型インフルエンザ対策にあたる可能性のある海上保安庁職員	感染拡大防止を通じて国民の生命を守るために必要。	I
■航空事業者	10	航空運送事業者（国際線関係）	○航空機により旅客、貨物を運送する事業者及び航空機の運航支援業務従事者（グラウンドハンドリング、保安検査員等を含む）	パンデミック発生初期において、出入国を中心に混乱が予想されるため、業務継続が必要。新型インフルエンザ発生時は感染リスクが高い。	I
□空港管理者	11	空港管理者及び空港機能維持者（検疫集約実施空港）	○空港会社、空港事務所、空港警備、旅客・貨物ターミナル事業者、給油会社	航空運送事業を継続するために必要である。感染のリスクが高い。	I
■水運業者	12	水運業（外航海運業等）	○水運業（外航海運業）に従事する者	在外邦人の退避及び保護等のために必要。感染のリスクが高い。	I
	13	外航海運代理店業	○海運代理店業務（外航海運）に携わる者	在外邦人の退避及び保護等のために必要。感染のリスクが高い。	I
	14	水先業	○外航船・内航船の水先業務に携わる者	在外邦人の退避及び保護等のために必要。感染のリスクが高い。	I

■：「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」（平成19年3月）に記載されている事業者

□：「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」（平成19年3月）には記載がないが対象として考慮すべき者

カテゴリⅡ：国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

② 新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■国・地方自治体の意思決定に関わる者	15	国家機関	○首相・閣僚等、関係省庁の対策本部要員、自治体の長(都道府県知事、市町村長) ○国家公務員・地方公務員のうち、新型インフルエンザ対策に関する意思決定等に携わる者	状況の変化に応じて適切な対策を講じるためには、新型インフルエンザ対策に関する意思決定に携わる者が必要	Ⅱ
	16	都道府県機関			Ⅱ
	17	市町村機関			Ⅱ

③ 国民の生命・健康の維持に関わる業種・職種

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■医療従事者	18	病院、一般診療所、在宅看護サービス、薬局	○上記以外の、病院・一般診療所・在宅看護サービス、薬局に従事する全従業者(医師、看護師、薬剤師、その他技師・病院職員等) ※バックヤード及び外部委託業者の職員を含む(食事、清掃、廃棄物処理等)	国民の生命・健康維持のために必要。 なお、新型インフルエンザ発生時には、患者と接触し感染するリスクが高い。	Ⅱ
	19	歯科診療所	○歯科診療所に従事する者	国民の生命・健康維持のために必要。医師に代わってワクチン接種を依頼する可能性がある。	Ⅱ
	20	その他の医療業	○腎バンク、骨髄バンク、衛生検査、滅菌業等に従事する者、採血事業者(人体から採血することについて安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律(昭和31年法律第160号)第13条第1項の許可を受けた者)	国民の生命・健康維持のために必要。	Ⅱ
□福祉・介護従事者	21	老人福祉・介護事業	○入所施設及び在宅介護サービスに従事する者 ※通所サービスについては、休止するよう要請。(継続の際は感染対策を策定した上で検討。)	高齢者の生命・健康維持のために必要。	Ⅱ
	22	児童福祉事業等	○児童福祉、婦人保護事業等にかかる入所施設等に従事する者 ※通所・短期入所サービスについては、休止するよう要請。	入所施設入所者等の生命・健康維持のために必要。	Ⅱ
	23	障害者福祉事業	○入所施設及び在宅介護サービスに従事する者 ※通所サービスについては、休止するよう要請。(継続の際は感染対策を策定した上で検討。)	障害者の生命・健康維持のために必要。	Ⅱ
■医薬品関連業者	24	医薬品製造販売業、医薬品製造業	○医薬品の製造販売業務に従事する者。ワクチン及び抗インフルエンザ薬以外の研究開発関係者を除外する ※配送従事者(契約している運送事業者等)を含める	国民の生命・健康維持のために必要。	Ⅱ
	25	医薬品一般販売業、薬種商販売業、配置販売業、特例販売業	○医薬品の小売業務に従事する者 ※化粧品・医薬部外品の小売業務に従事する者を除く ※配送従事者(契約している運送事業者等)を含める	国民の生命・健康維持のために必要。	Ⅱ
□医療機器関連業者	26	医療機器製造販売業者、医療機器製造業者、医療機器修理業者、医療機器賃貸業者、医療機器販売業者	○医療機器の製造、製造販売、修理、賃貸業務に従事する者	国民の生命・健康維持のために必要。	Ⅱ

■:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)に記載されている事業者
□:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)には記載がないが対象として考慮すべき者

カテゴリーⅡ：国民の生命・健康・安全・安心に関わる業種・職種

④ 国民の安全・安心の確保に関わる業種・職種

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■消防職員	27	消防職員等	○消防業務に携わる者のうち、新型インフルエンザ対策に携わる者以外	国民の生命を守るために必要。	Ⅱ
■警察職員	28	警察職員	○警察職員のうち、新型インフルエンザ対策に携わる者以外	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
■自衛隊員	29	自衛隊員	○自衛隊員のうち、新型インフルエンザ対策に携わる者以外	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
■海上保安庁職員	30	海上保安庁職員等	○海上保安庁職員並びに海上防災及び武力攻撃事態等の対処に従事する者のうち、新型インフルエンザ対策に携わる者以外。	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
■海事関係職員	31	海事関係職員等	○水運業者の業務継続に不可欠な業務に携わる者	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
□港湾管理者	32	港湾管理者(検査集約実施港)	○検査集約港を管理する者。港湾業務を継続するための関連事業者等	検査集約港の港湾業務を維持するために必要である。	Ⅱ
■国会議員	33	衆議院・参議院議員	○国会議員及び国会運営の関係者	国の基本的機能(法律、予算の執行等)を行うために必要。	Ⅱ
	34	国会議員公設秘書			Ⅱ
	35	国会事務局職員			Ⅱ
■地方議会議員	36	都道府県議会議員	○地方行政の危機管理上、必要とされる業務に従事する者	自治体の基本的機能(法律、予算の執行等)を行うために必要。	Ⅱ
	37	市区町村議会議員			Ⅱ
	38	地方議会議員事務局職員			Ⅱ
■報道機関職員	39	放送業	○放送機関において報道・放送業務に従事するもの	政府や自治体からの情報提供や警報を伝達し、パニックを防ぐために放送業務を維持することが必要。	Ⅱ
	40	新聞業等	○全国の新聞業、通信業に属する者。通信社、インターネット配信業務等を含む ※配達業務を除く	国民への情報提供のために必要。	Ⅱ
■通信事業者	41	電気通信業	○固定電気通信業、移動電気通信業、データ転送及び船舶電話、空港無線電話に関する業務に従事する者 ※新規開発部門を除く	国民への情報提供及び在宅でのコミュニケーション促進のために必要。	Ⅱ
	42	電気通信に附帯するサービス業			
■矯正職員	43	矯正職員等	○矯正施設に従事する者(PFI刑務所に勤務する民間人を含む)	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
□更生保護官署職員	44	更生保護官署職員、保護司、更生保護施設職員	○更生保護官署に従事する者(更生保護施設職員及び保護司を含む)	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
□法曹関係者	45	検察庁従事者	○検察庁に従事する者	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ
	46	裁判官等(令状担当)	○裁判官等で令状発付に関する事務に従事する者	社会の治安を維持し、国民の安全を守るために必要。	Ⅱ

■:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)に記載されている事業者

□:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)には記載がないが対象として考慮すべき者

カテゴリーⅢ：国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

⑤ライフラインの維持に関わる業種・職種(1)

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■電気事業者	47	電気業、電気事業関係者	○発電所・変電所・電気事業所等で電力供給に従事する者、及び電力供給に必要とされる関連事業に従事する者。(原子力施設を除く) ※研究開発、新規立地等に従事する者を除く	最低限の国民生活維持のために、電力供給に不可欠な事業者、関連事業者は稼働が必要。発電所・変電所・電気事業所はいずれも、通常レベルのサービス供給を想定。	Ⅲ
□原子力事業者	48	原子力事業者、原子力事業関係者	○原子力関連施設に従事する者、原子力関連施設における業務遂行に必要な関連事業に従事する者 ※研究開発、新規立地等に従事する者を除く。	最低限の国民生活維持のために、原子力関連施設の運営に不可欠な事業者は稼働が必要。	Ⅲ
■水道関連事業者	49	上水道事業者、上水道事業関係者	○上水道事業者及び上水道供給に必要な関連事業に従事する者	最低限の国民生活維持に必要。	Ⅲ
	50	下水道事業者、下水道事業関係者	○下水道事業に従事する者	最低限の国民生活維持に必要。	Ⅲ
	51	工業用水道事業者、工業用水道事業関係者	○工業用水水道事業者及び工業用水道供給に必要な関連事業に従事する者	最低限の国民生活維持に必要。	Ⅲ
■ガス事業者	52	ガス事業者、ガス業関係者	○ガス製造工場、供給所、事業所等において、各種ガス供給に従事する者、各種ガス供給に必要な関連事業に従事する者	最低限の国民生活維持にガス供給のために不可欠な事業者は稼働が必要。	Ⅲ
□熱供給事業者	53	熱供給事業者、熱供給事業関係者	○ボイラー等により、社会施設の熱供給に従事する者、及び熱供給事業に必要な関連事業に従事する者	社会施設等にエネルギー供給するために、熱供給のために不可欠な事業者は稼働が必要。	Ⅲ
■石油事業者	54	石油精製業、石油精製業関係者	○石油精製業務に従事する者、及び石油精製業務に関連する業務に従事する者	最低限の国民生活維持のために、石油精製のために不可欠な事業者は稼働が必要。	Ⅲ
	55	石油販売事業者	○石油販売事業(灯油販売、ガソリンスタンド等)に従事する者	石油供給に必要な関連事業者は稼働が必要。	Ⅲ
	56	LPガス事業者、LPガス事業関係者	○LPガス販売等に従事する者、LPガス供給に必要な関連事業に従事する者	最低限の国民生活維持のために、LPガス供給に不可欠な事業者は稼働が必要。	Ⅲ
	57	石油備蓄事業者	○国家備蓄石油の管理業務に従事する者	国家備蓄石油の維持・管理を行う事業者は24時間体制での稼働が必要。	Ⅲ
	58	石油探掘事業者(天然ガス採掘に携わる者)	○天然ガス採掘に従事する者	都市ガス供給に必要な関連事業者は稼働が必要。	Ⅲ
■航空事業者	59	航空運送事業者(国内線関係)	○航空機により旅客、貨物を運送する事業者及び航空機の運送支援業務従事者(グラウンドハンドリング、保安検査員等を含む)	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
□港湾管理者	60	港湾管理者(検疫集約実施港以外)	○港湾を管理する者。港湾業務を継続するための関連事業者等	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
□空港管理者	61	空港管理者及び空港機能維持者(検疫集約実施空港以外)	○空港会社、空港事務所、空港警備、旅客・貨物ターミナル事業者、給油会社、管制機関係職員	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ

■:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)に記載されている事業者
□:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)には記載がないが対象として考慮すべき者

カテゴリーⅢ：国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

⑤ライフラインの維持に関わる業種・職種(2)

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
■水運業者	62	水運業	○水運業(内航海運)に従事する者	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
	63	海運代理店業	○海運代理店業務(内航海運)に携わる者	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
□運輸に附帯するサービス	64	港湾運送業	○水運業に附帯する港湾業務に従事する者	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
	65	その他の運輸附帯サービス業	○港湾運送業に分類されない水運業(網取業、曳舟業等)	国民生活維持のための物資の搬送や、国民生活に必要不可欠な移動が必要。	Ⅲ
■鉄道事業者	66	鉄道業	○鉄道業務において貨物、旅客輸送に従事する者	国民生活に必要不可欠な移動にバスが必要。	Ⅲ
■道路旅客・貨物運送業者	67	道路旅客運送業	○必要最低限の道路旅客運送(バス等)に従事する者	国民生活維持のため、物資の搬送が必要。	Ⅲ
	68	道路貨物運送業	○道路貨物運送に従事する者(パンデミック時の社会機能を維持する業種の物資を搬送する者に限る)	運送業務を継続するために必要。	Ⅲ
	69	運輸関連業者(旅客・貨物運送事業)	○上記の道路旅客・貨物運送に関連する事業に従事する者(バスターミナル事業者、貨物利用運送事業、運送代理店、こん包業、運輸施設提供業等)	危機管理及びライフライン(物流)維持の観点から必要	Ⅲ
□道路管理者	70	道路管理者	○高速道路等の管理に携わる者	食品・生活必需品の保管に必要。	Ⅲ
□倉庫業者	71	倉庫業	○食料品・生活必需品等に係る倉庫業に従事する者 ※上記の社会機能維持に関わる業種別に把握する必要がある	最低限の食料品を確保することが必要。	Ⅲ
□食料品製造業者	72	精穀・製粉業	○以下の食料品の製造に従事する者 ・米(玄米、精米)	最低限の食料品を確保することが必要。	Ⅲ
	73	パン・めん類等製造業	・小麦製品(小麦粉、乾パン、パン、乾めん(うどん、パスタ等)、即席めん)		Ⅲ
	74	乳製品製造業	・育児用調整粉乳		Ⅲ
	75	缶詰製造業	・缶詰		Ⅲ
	76	レトルト食品製造業	・レトルト食品		Ⅲ
	77	冷凍食品製造業	・冷凍食品 ※当該食料品の主要な原材料供給者(商社、と畜場、食肉加工業、米麦等集荷業者)を含める。		Ⅲ
□生活必需品・衛生用品関連業者	78	石けん・合成洗剤製造業	○以下の生活必需品の製造・輸入に従事する者 ・石けん	最低限の生活必需品を確保することが必要。	Ⅲ
	79	トイレットペーパー製造業	・洗剤(衣類用、食器用) ・トイレットペーパー		
	80	ごみビニール袋製造業	・ごみ用ビニール袋 ※当該製品の輸入者、原材料供給者等を含める ※生活必需品の供給確保については、物品の性格に応じ、製造の継続だけではなく、備蓄による対応など多面的に検討していくこととする。		
	81	衛生用品等製造販売業	○マスク等の製造・販売に従事する者		
■食料品・生活必需品販売・流通関係者	82	食料品流通関係者	○最低限の国民生活を維持するために必要な卸売市場関係者、最低限確保すべき食料品の流通に従事する食料品卸売業者	国民の衛生的な生活維持、感染予防のために必要。	Ⅲ
	83	食料品・生活用品小売業	○最低限確保すべき食料品等の販売に従事する者	食料品を供給するために必要最低限の流通拠点の継続が必要。	Ⅲ

■：「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)に記載されている事業者
□：「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)には記載がないが対象として考慮すべき者

カテゴリⅢ：国民の最低限の生活の維持に関わる業種・職種

⑤ライフラインの維持に関わる業種・職種(3)

(注)対象となる業種・職種の機能を維持するために必要な運送事業、警備業、情報システム関連事業等に従事する者を含む。

業種・職種	No.	業種小分類	定義	選定理由	順位案
□金融事業者	84	金融機関等(預金等取扱金融機関、第一種金融商品取引業者等)	○決済、資金の円滑な供給等金融システムの機能の維持のために最低限必要な業務に従事する者(取引及び決済システム従事者、クレジットカード関連事業者等及び当該業務の遂行に必要な金融機関等以外の者を含む)	決済が停止したり、資金が円滑に供給されない等により、日々の経済活動に大きな支障が生じるほか、システミック・リスクの顕在化等により我が国の金融機能が大混乱をもたらし、かつ国際的な金融システムにも大打撃を与えるおそれがあるため。	Ⅲ
	85	日本銀行	○金融システムの機能を維持し、最低限の国民生活及び経済活動を維持するために、中央銀行として必要不可欠な業務に携わる者(当該業務の遂行に必要な日本銀行以外の者を含む)	中央銀行業務が機能を停止した場合、国民生活、経済活動及び内外金融システムへの影響が甚大であるため	Ⅲ
	86	保険会社等	○生活を維持するために必要不可欠な保険金等の支払業務に必要な者(当該業務の遂行に必要な保険会社等以外の者を含む)	生活を維持するために必要不可欠な保険金等が支払われないことにより、国民生活に大きな支障を生じるおそれがあるため。	Ⅲ
	87	政府系中小企業金融機関	○中小・零細企業に対して緊急に必要な融資を行う機能を有する従事者(金融等に関する相談業務、金融機関等における代理貸付の業務等に従事する政府系中小企業金融機関以外の者を含む)	中小・零細企業への融資が停止することで経済活動への影響が大きいことが予想されるため。	Ⅲ
□情報システム関連事業者	88	ソフトウェア業	○他の産業のインフラとして、稼動する必要があるソフトウェア、情報処理等のサービス業 ○気象予報の提供に携わる者(気象予報許可事業者)	社会機能維持に関わる事業者の業務継続や在宅勤務の支援、及び社会機能及び国民生活の維持のために必要。	Ⅲ
	89	情報処理・提供サービス業			
	90	インターネット附随サービス業			
□郵便事業者	91	郵便局	○郵便事業に従事する者	社会機能を維持するために内容証明等の郵便物の継続を行うことが必要。	Ⅲ
□国家公務員・地方公務員(最低限の国民生活維持に携わる者)	92	国家機関	○国家公務員・地方公務員のうち、最低限の国民生活維持に必要な業務に携わる者	災害時でも国民生活維持のため必要な最小限の業務を継続することが必要。	Ⅲ
	93	都道府県機関			Ⅲ
	94	市町村機関			Ⅲ
	95	独立行政法人等			Ⅲ
□火葬・埋葬管理業	96	火葬・埋葬業	○埋葬等に従事する者	埋火葬業務が滞った場合、衛生上の問題が発生するため。	Ⅲ
□廃棄物処理業者	97	廃棄物処理業	○廃棄物処理に従事する者 ※地方公務員を含む。	ごみ処理が滞った場合、衛生上の問題が発生するため。	Ⅲ

■:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)に記載されている事業者

□:「新型インフルエンザワクチン接種に関するガイドライン」(平成19年3月)には記載がないが対象として考慮すべき者

ワクチン接種の検討スケジュール

【平成20年度】

- 医療従事者等（約6,400人）を対象にプレパンデミックワクチンを用いた臨床研究を実施し、ワクチンの免疫原性（有効性）や安全性について評価する。
- ワクチン接種の対象者・順位について、次の理由から早急に検討する。
 - ＜新型インフルエンザ発生時＞
 - ・ 現時点で新型インフルエンザが発生した場合、備蓄しているプレパンデミックワクチンの接種を速やかに開始する必要がある。
 - ・ パンデミックワクチンの製造・接種を開始しても、全ての国民が接種されるまで一定の期間を要することから、社会的混乱を防ぐため、接種の順位を決めておく必要がある。
 - ＜新型インフルエンザ発生前＞
 - ・ 新型インフルエンザ発生前においても、臨床研究の結果を踏まえ、平成21年度から医療従事者等に対して事前接種を行うこととする可能性がある。

【平成21年度】

- 臨床研究の結果を踏まえ、平成21年度に医療従事者等に対する事前接種の在り方（事前接種を行うかどうか、行う場合の接種対象者の範囲等）を検討する。その結果、早ければ平成21年度中に接種を開始する可能性がある。
- その際、よりまれな頻度で発生する副反応の有無について確認する必要があるため、段階的に接種することが必要である。
- また、現時点では発生する新型インフルエンザの性質がわからないことから、ウイルスの変異に備えて、平成19年度末時点で異なる3種類の株のワクチンを約2000万人分製造・備蓄している。さらに今後、異なる株のワクチン約1,000万人分を備蓄することを検討しているところである。

【平成22年度以降】

- 平成21年度に事前接種が実施された場合、その接種状況等の結果を踏まえ、平成22年度以降、医療従事者等への段階的な接種を継続するかどうか、さらに、希望する全ての者に事前接種を行うこととするかどうかを検討する。